

規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年11月29日（木）13:00～13:31
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、市川眞一、
大上二三雄、佐久間総一郎、
（政務）岡田副総理、藤本副大臣
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

4. 議題：
（開会）
（1）「経済活性化のための緊急提言」について
（2）経済対策に盛り込む規制・制度改革事項について
（閉会）

5. 議事概要：

○岡委員長 それでは「規制・制度改革委員会」を開会いたします。

開会に当たり、岡田副総理から御挨拶をいただきます。

○岡田副総理 御多忙の中、大変ありがとうございます。

野田総理の指示を踏まえまして、明日、政府としての経済対策を決定いたします。規制改革は三本柱の一つと位置付けられておりますが、当委員会の経済活性化ワーキンググループにおいて、10月末より精力的に御議論いただきました。その議論の成果を踏まえて、各省と協議を行ってきたところであります。

詳細は、後ほど事務局から説明をすることといたしますが、御議論いただいた中で、新規株式公開に必要な規制の緩和などの証券市場活性化策、新たな民間ビジネスの創出・拡大に向けたオープンデータの一層の推進、iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備など、短期間の検討であったものの、新規24項目を含む計70項目について具体策を取りまとめることができました。

今後も委員の皆様様の御議論を踏まえ、お知恵をいただきながら、しっかりと見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○岡委員長 ありがとうございます。

藤本副大臣からも御挨拶をいただきたいと思います。

○藤本副大臣 本当に委員の皆様方には、御多用中にお集まりいただきまして、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

当委員会におきましては、何度か会合を重ねてまいりまして、ワーキンググループにつきましても、経済活性化ワーキンググループだけでなくグリーンワーキンググループや、

一昨日、昨日、今日の「集中討議」などもやりながら、本当に精力的にまとめていただきましたことを本当に感謝申し上げたいと思います。

実際に規制・制度改革というのは、お金を使わないで、いわゆる財政出動をしないでも経済効果が生まれる、あるいは事業としての効率性や生産性を向上させるという意味において大変重要な課題であると思っております。私も何度かワーキンググループにも出席をさせていただいたのですが、やはりかなり時代遅れといえますか、そういうものも多々あるのだなということを改めて私も認識したところでございます。

この規制・制度改革は、我が国の社会経済構造を変革していくために本当に重要な取組でありまして、着実に進められていくべきと認識しております。

今後とも、規制・制度のあるべき姿に立ち返った骨太の議論をお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

報道関係者の皆さんはここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡委員長 それでは、議事に入ります。

議題1として、経済活性化ワーキンググループにおいて「経済活性化のための緊急提言」が取りまとめられましたので、大室委員長代理から御説明をお願いいたします。

○大室委員長代理 この11月末をめどに4回行いました経済活性化ワーキンググループでの議論に基づき、「経済活性化のための緊急提言」をさせていただきます。

お手元に提言の内容があると思いますので、それに沿って概略を御説明させていただきます。

我が国経済にとって当面の最大の課題であるデフレの克服、望ましい経済成長を実現するためには、「お金」「モノ」及び「人」がダイナミックに動く環境を整備して、経済の好循環を起こすことが必要であろうという認識を持っております。

それから、財政措置を伴わない規制・制度改革もまた重要な手法の一つであろうということで、3つの柱の一つに位置付けさせていただいたわけでございますが、この下段にあります関係各省におかれましては、これまで当規制・制度改革委員会経済活性化ワーキンググループにおいて議論を行った次の事項について、我が国が待ったなしの状況に置かれているということを十分斟酌し、躊躇なく積極的に取り組まれることを期待するという提言をさせていただきたいと思います。

具体的には、「お金」の活性化、「モノ」の活性化、「人」の活性化という形で、3つの分野に分けて御説明をさせていただきたいと思います。

「お金」については、1,500兆円の金融資産の半分以上が預貯金で固定されてしまっているということについて、流動化を促す必要があるのではないかとということが大きな流れでございます。それが経済活性化のためには重要であるということを考えて議論をいたしました。

2 ページを御覧ください。具体的には、今、日本の証券市場の問題点をいろいろな角度から取り上げまして、証券市場の活性化が第一に必要であろうということを議論いたしました。IPO という点では、2000 年の 204 社を頂点として、現在 19 社まで落ち込んでしまっているという現状を鑑み、海外のいろいろな例を見て検討いたしました。アメリカにおいて、SOX 法が導入されて、IPO が非常に減ったということと、わが国も同じ傾向をたどっておりますが、オバマ政権は本年 4 月、未公開企業による公開資本市場への参入障壁を低くすることによって新興企業の成長を支援して、雇用の創出と経済成長を実現するために、JOBS 法を成立させました。そして、これによって IPO 社数の低迷から脱しつつあります。

日本においても、そのような状況をよく見て、雇用創出・経済成長を促進する観点から、手続的に複雑になっている有価証券届出書において求められる監査済財務諸表等の必要とされる記載年数の短縮や、内部統制監査報告書の提出義務の一定期間の免除等、開示規制の合理化について見直しを検討することが必要でないかというのが第 1 点の提言でございます。

また、虚偽記載等があった場合の有価証券報告書の提出者の民事賠償責任においても、現在の無過失責任を過失責任とすること等、それぞれ検討する必要があるのではないかという提言でございます。

そして、課徴金賦課といった行政裁判については、欧米等では認められている黙秘権や、その他の特権等を保障することを検討する必要があるだろうという提言をさせていただきました。証券市場を活性化するために、いろいろな規制、特に 3 点申し上げましたが、これについて緩和する必要があるだろうという提言でございます。

第 2 に、これは波紋を呼ぶという見方もあるかもしれませんが、出資規制、特に銀行の出資規制は 5%ルールと言われていますが、このルールの緩和を提言させていただいております。これによって、リスク資金、特に資本性の資金を供給する際の障害となっている規制を緩めて、リスク資金とか成長資金が、ベンチャー・新興企業など様々な企業の成長に役に立つような方法をつくっていくというのが狙いでございます。

それから、一番大事な動きになると思うのですが、「モノ」の動きの活発化で 6 点提言をさせていただいております。

一つは、輸出通関申告先の自由化並びに電子輸出申告の 24 時間化というテーマでございます。輸出申告は保税地域を所管する税関事務所に対して行うことが義務付けられておりますが、これに効率化の観点、スピードの観点を入れて、全国いずれの税関の事務所においても輸出申告ができるようにしたらいいのではないかという提言でございます。

また、輸出申告の全体の 98%を輸出入港湾関連情報処理システム (NACCS) が電子的に処理しているところでございますが、受付期間が税関官署の休日・夜間には処理をされないということになっております。電子受付でございますので、これも欧米のように 24 時間・365 日稼働させる必要があるのではないかという提言でございます。

資料の (2) と (3) については、スピードとコストの問題になってくると思うのです

が、外為法上の「クラウド上の技術情報保管」の考え方を明確化して欲しいという提言でございます。

クラウドサービスは、海外にコンピュータを置いたりする形もあり、安全保障上の問題等、あるいは外国為替とか外国貿易法上の許可が必要とされるものもございます。どのような場合に許可が必要か必ずしも明確になっていないため、クラウドサービスの積極的利用に障害になっているという意見もございます。クラウドサービスの利用に際しては、外為法上の取扱いを適用指針と十分協議の上、早期に明確化してほしいという提言でございます。

3番目は、近年の会社経営においては、企業の分割あるいはグループ経営ということが進展しているところでございますが、産業廃棄物については、自社内の処理については産廃処理業の許可が要らないわけですが、一旦子会社に処理を委託すると、処理業の許可が要るということになっております。これなども、いわゆる今の企業経営の形態からいって、許可を不要とするという形にして差し支えないのではないかと提言しております。

4番目に、オープンデータの推進ということを取り上げております。先ほど副総理からお話のあった、新しい事業機会の創出につながる視点からも、推進を提言させていただいております。今、公的機関が保有している情報については、そもそも情報が公開されなかったり、公開されても使い勝手が悪かったり、あるいは営利利用が認められないという場合が見受けられます。公的機関が保有する情報を活用したビジネス、例えば気象情報を活用した情報サービスや、地図情報サービス等が新しい産業としてわが国でも育つ可能性は十分にあり、現に、世界的に見れば様々な新しいサービスが創出されてきております。逆にそういうものの阻害になっているのではないかと認識の上に、オープンデータについては、積極的に公開に向けて取り組んでいただきたいということの提言でございます。例えば、事故発生情報とか、防災情報とか、気象情報とか、地理空間情報、医療情報については、電子データ形式で原則公開ができるようにすることによって、新しい産業が生まれてくるように導いていきたいという提言でございます。

5番目として、個人を特定できない状態にした個人情報の利用の自由化を推進してはどうかという提言です。個人情報保護法が施行されて以来、個人情報にはいろいろな過度の規制がかかっているのではないかと。そういう意味で、収集した情報をどの程度加工したら個人情報に該当しなくなるのかということが非常に分かりにくくなっているということでございます。そういう意味で、個人情報を入手した者が個人情報に対しどの程度の加工を行えば、個人情報に該当しなくなるのかという、連結可能匿名化情報の個人情報保護法上の取扱いについて、事業分野ごとのガイドラインを明確にして、個人情報の流通促進を図る必要があるのではないかと提言でございます。

6番目は、アスベストの排出等作業の届出に係る例外規定の弾力的運用です。大気汚染防止法上、アスベストについては14日前の届出が必要とされていますが、例外として非常

事態のときは14日前までの規定が適用されなくなっております。この条項を弾力的に運用して、いろいろな対応をする必要があるのではないかと提言でございます。

3つ目は、「人」の動きの活発化を提言しております。ここでは大きく3つの提言をしております。

一つ目として、労働者派遣制度の見直しを提言しております。

労働者の柔軟で多様な働き方を確保する観点から、労働者派遣制度については付随的業務や派遣期間のあり方を含め、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって、派遣期間の取扱いが異なる現制度について、見直しを検討する必要があるのではないかと提言させていただきます。

それから、労働者派遣事業と請負の区別ということが大変分かりにくい。区分について各労働局によって判断が異なる事例が非常に多いということで、企業の現場では混乱が生じているという意見もございます。各労働局に対して、照会の事例等を収集して類型化を行った上で基本的な考え方の整理を行って、明確化を行っていただきたいという提言でございます。

最後に、有料職業紹介制度の見直しということ提言させていただきます。労働者の新たな就業の機会を確保する観点から、求人者と求職者のマッチングを促進すべく、求人、求職及び関係雇用主が有料職業紹介サービスをより利用しやすくなるような制度の見直しを検討する必要があるのではないかと提言を緊急提言にまとめさせていただきました。

佐久間委員をはじめとして、ご関係の皆さまには、大変短い期間にもかかわらず御協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上です。

○岡委員長 ありがとうございました。

次に、議題2といたしまして、政府が策定する経済政策に盛り込む規制・制度改革事項につきまして、事務局から説明願います。

○中原参事官 お手元の資料を御覧下さい。

ただいま大室委員長代理から緊急提言について御説明を賜ったところでございますけれども、経済活性化ワーキンググループにおきましては、大室委員長代理の改革を推進する強力な議事運営に基づいて取りまとめをいただきまして、そうした緊急提言に係る内容について、私どもは各省と調整をいたしました。各省との調整に当たりましては、全体を通じまして、岡田副総理の強いリーダーシップ、陣頭指揮のもとに取り組んでまいりましたほか、藤本副大臣にも御調整いただいたところでございます。

1 ページから御説明をさせていただきたいと存じます。

まず一つ目に、先ほども御説明がありましたけれども、証券市場の活性化ということで、米国におけるJOBS法の制定等を踏まえまして、企業情報等の開示や民事責任及び課徴金制度等を見直すという項目でございます。

2 ページにまいりまして、出資規制の緩和ということで、金融機関における資本性資金

の供給促進のため、5%ルールあるいは10%ルールといったルールの見直しを図りますこと。

3番目に、これまでのフォローアップで当規制・制度改革委員会におきましても、何度となくフォローアップの中で御報告させていただいたことに関連しますけれども、投資法人における資金調達、資本政策手段の多様化ということで、無償減資ですとかライツオフアリング、あるいは自己投資口取得といった新たな資金調達手段につきまして、こうした制度を導入するという、これを平成24年度結論と、期限を切るような形で決着をさせていただくこととなりました。

「モノ」の動きの活発化というところでありまして、電子輸出申告の24時間化を可能とすること。それから、オープンデータの一層の推進ということで、公的機関が持っております情報について、どういう情報を公開していくのか、あるいはライセンスにもいろいろな方法がありますけれども、如何なるライセンス方法を採用していくのか。あるいは機械判読可能なデータ形式で公開するための技術的手法の導入等の詳細な制度設計につきまして、これは平成25年度の上期に詳細な制度設計を終えるということで期限を切りまして、そうした詳細な制度設計を終えた後は、その設計に基づいて手続が進んでいくような工程表にさせていただいているところでございます。これがパブリックセクターにおけるデータだとしますと、プライベートセクターにおける情報、ビッグデータの活用ということで、個人を特定できない状態にした情報の利用の自由化についての項目がございます。

さらにはその企業グループでこれまでもずっと懸案でありましたが、取り上げることがなかなか難しかった「産業廃棄物の自ら処理」の容認といったことについて整理をいたしますこと。

「人」の動きの活発化としまして、まず3ページでございますけれども、iPS細胞のような研究が非常に若手の独創的な発想に基づいてスタートしたことを踏まえまして、独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革といったものを取り上げております。

その次に、日本再生戦略重点分野の活性化ということで、ここからグリーン、ライフ、農林漁業といった項目について御検討いただき、成案を得たものを掲げております。

まず一つ目に、環境アセスメントの迅速化ということでございまして、アセスメントの手続期間を火力発電のリプレイスは最大1年強まで短縮、風力発電、地熱発電はおおむね半減させることとすとか、あるいは超小型モビリティの走向緩和ということで、例えば2人乗りの自動車といったものが簡便な手続で行えるような認定制度を平成25年1月目途に創設するという、期限を切ったこと、あるいは小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化ということにつきまして、河川法の施行令の改正を早々に行いますこと、こういった項目を掲げております。

ライフの分野におきまして、4ページでございますけれども、本日の午後、当規制・制度改革委員会の「集中討議」でも御議論をいただきます。iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備といったこと、薬事法改正法案の提出等の関連法制の整備を次期通常国会

を目指して行うことや、ワクチン政策の見直し、あるいはレセプト等医療データの利活用の推進といったものを掲げさせております。

農林漁業分野の具体的措置としましては、麦の国家貿易の見直し、本日午前中の「集中討議」において御議論をいただいたところでありますけれども、SBS方式の運用改善を通じて利用を促進しつつ、さらに同方式の導入拡大を図りますこと。

国産木材の利用促進としまして、国産木材の利用促進のために木造建築関連基準を見直して所要の法令改正を行いますことといった措置事項までも盛り込むことができました。

現在説明申し上げましたのは代表的なものでございますが、新規で24項目、トータルで70項目盛り込むことができました。新規項目以外の46項目につきましては、これまでのフォローアップの中で期限が必ずしも明記されていなかったりしたものについて明確化したことですか、あるいは内容を深掘したり、一つの特定の事項について期限を切るといったことをいたしました。

個表の33番からグリーン分野が入ってまいりますけれども、その中で45番～53番までは安念委員及び大上委員に御尽力を賜っておりますグリーン分野におきまして御検討をいただいているものにつきまして、各省との調整の上、経済対策に個表として盛り込ませていただきました。重ねて、グリーンワーキングでの御議論にも御礼を申し上げたいと存じます。

トータル70項目、短期間ではございましたが当委員会委員の皆様の叱咤激励を踏まえて取り組んでまいりまして、相応の成果が出たものではないかと私どもも僭越ながら自負しております。もちろん、これで終わりではなくて、この先どう進めるかということについて、さらに全力を尽くしてまいりたいと気持ちを新たにしているところでございます。

私からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

何か委員の方から、感想や御意見はございますか。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 内容については、特に意見はないのですが、冒頭の書きぶりについて、これまでも規制・制度改革について実績が上がってきているということ、この間、日本経経経済団体連合会からも、規制改革要望の打率が2割から4割に上がっているという話がありましたので、その話を是非入れたらどうかと思います。

要するに、これまでも実績を上げてきたところではあるが、さらに規制・制度改革を加速させるために今回こういった形でまとめたということ、これまでもいいところまで進んでいて、さらに進めるのだという書きぶりを、せっかくなので加えたらどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○岡委員長 大上委員、それは「経済活性化のための緊急提言」の方ですか。

○大上委員 経済対策案の方です。

○岡委員長 経済対策案の方で入れればいいのか。

○大上委員 基本的にはどちらでも、もし可能であればということです。

○岡委員長 具体的には、規制・制度改革の各論に入る前の前文のところという御指摘ですか。

○大上委員 はい。

2番目のパラグラフの前ぐらいに「これまでも多くの項目について取り組みを加速させ、従来2割程度であった要望への対応を4割近くまで上げてきたところであるが」というニュアンスの文章を入れる。

○岡委員長 この点については、緊急提言であれば、私どもだけでできるのですが、経済対策案になりますと副総理あるいは副大臣の御意向もあるでしょうから、ちょっと預らせてください。

○大上委員 はい。

○岡委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 今日の提言と、経済対策の案の文言等のことではありません。あくまで感想というか、お願いということです。

今回、これだけの項目、措置について検討すること、そしてその方向性が示されるということになったわけですが、やはりビジネスにとって一番重要なのは、これが実現されるということです。その実現に向けて、具体的な法案なり、具体的ないろいろなものを見直し、修正していくときには、是非実現を絶対するのだということで、問題なり副作用を克服するという知恵を働かせていただきたい。

例えば先ほどの「産業廃棄物の自ら処理」も、必ず問題として出てくるのが、悪い人がいて、その親子間を偽装することによって、いろいろ産業廃棄物を集めて儲けるのではないかという反論です。ただ、これも知恵を働かせれば防げる。例えばここで言っているのは、何でもかんでも親子であれば免許がなく処理ができるということを言っているのではなくて、親子であれば、その親子間で生じた産業廃棄物についてだけ認めるということですから、何も親子ということが認められたら、免許なしにいろいろなところから産業廃棄物を集めていいということでは決してない。これは他の項目も全部そうです。

ということなので、是非実現するために何ができて、何ができないのかという観点に立って、できることについては必ずしていくということで取り組んでいただきたいと思えます。以上です。

○岡委員長 今の佐久間委員の御意見は、本件にかかわらず、私ども規制・制度改革委員会の基本的な考え方、姿勢として、しっかりと実現までフォローアップしていくという形で既にいろいろ行っているわけですので、本日の経済対策案についても同じスタンスで臨んでいきたいと思っております。

それでは、これにて会議を終了いたします。ありがとうございました。